

## 兵庫きのこ研究会会則施行細則

### (入会手続き)

第1条 会則第5条に定める入会手続きは、次により行う。手続きに必要な書類の提出は、所定の様式またはそれと同等の内容を記した用紙もしくは電子データによって行う（以下各条において同じ）

1. 入会希望者は、別記 様式1に定める入会申込書を事務局長に提出する。特段の支障のない限り、事務局長は役員会の承認を得て入会を認める。
2. 入会希望者は入会申込時に別に定める入会諸費用（入会金、年会費）を会計長に納めなければならない。
3. 事務局長は、入会諸費用納入後会員証を入会申込者に交付する。会員証には会員の氏名、有効期限を明示する。
4. 中学生以下が入会を希望する場合は、保護者が正会員として入会しなければならない。

### (入会金)

第2条 前条第2項に定める入会金は1000円とする。

### (年会費)

第3条 会則第6条に定める年会費は下記による。

正会員 * 1	2000円
学生会員 * 2	1000円
家族会員 * 3	—
特例会員 * 4	1000円

\* 1 ; 中学生以下、学生会員は除く

\* 2 ; 高校生以上の学生とする。ただし、社会人学生は除く

\* 3 ; 正会員の家族

\* 4 ; 第10条に該当する者

2. 会費納入は1月1日時点での会員区分による。

3. 家族会員については入会金および年会費は徴収しない。

### (退会手続き)

第4条 会則第8条に定める退会手続きは、別記 様式2またはこれに準じた届を事務局長に提出することとする。

2. 入会金、会費等の払い戻しは原則として行わない。

### (休会手続き)

第4条の2 会則第8条の2に定める休会手続きは、別紙休会届を事務局長に提出することとする。

2. 入会金、会費等の払い戻しは行わない。

3. 休会期間中は会費を免除し、権利義務の行使は停止する。

4. 休会期間は原則として2年間を限度とする。

なお、2年以上本人からの連絡もなく休会した場合は退会したものとして取り扱う。

#### (除名手続き)

第5条 会則第9条に定める除名手続きは、除名された者に除名通知書を送付することとする。

2. 入会金、会費等の払い戻しは行わない。

#### (役員の任務)

第6条 会則第13条に定める役員の任務は任期中といえども会務の都合、役員の健康等の事情により、役員会において変更することができる。

#### (通常総会)

第7条 会則第16条に定める通常総会は、毎年2月末までに開催する。

2. 通常総会の開催においては2週間前までに会員に通知しなければならない。

#### (臨時総会)

第8条 会則第17条に定める臨時総会の請求は、事務局長宛に行うこととする。

#### (役員会の会議)

第9条 会則第20条に定める役員会の議決は役員会議において行う。

2. 役員会議は役員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
3. 役員会議において議決するため、必要に応じて会員等の出席を求めて意見を聞くことができる。
4. 役員会議の議決は出席者の過半数の同意を得て行う。

#### (特例会員)

第10条 正会員のうち、特別な事情により会の行事等への参加が困難である場合、役員会にて特例会員とすることが出来る。

#### (イベント行事)

第11条 会の名を冠したイベント(山菜の会、きのこ鍋の会等)を会員が自主的に企画する場合は、行事実施前に企画を役員会に報告し承認を得ることとする。

報告は年度当初とする。事情により年央での報告も可とするが役員会の承認を得る期間を2週間程度見込むこと。

なお、会の名を冠しないイベントについては役員会の承認は不要。

2. 会計は基本的にはそれぞれの行事ごとに独立採算で行なう。行事会計の余剰金は一般会計に繰り入れることとするが、赤字会計になった場合は会の一般会計から補填する。
3. 行事に必要な備品、消耗品は行事会計で購入する。行事会計で購入した備品、消耗品の残余は会へ無償譲渡する。一般会計から行事に必要な備品、消耗品を購入する場合は役員会の承認を得て行なう。
4. イベント立案者はイベントの企画、統括を担うもので、事前準備や当日の作業は会員全員の積極的な

参加で行なうことを基本とする。

役員会は積極的にイベント立案者をサポートする。

5. イベント実施のためイベント立案者が下見をする場合は、事前に役員会に報告し承認を得なければならない。

イベント下見に要した交通費等の費用は会の一般会計から補填する。

6. 活動成果として記録を行なうこと。

7. 会員のボランティア意思に沿って行なうもので、強要するものでなく、運営困難な場合はイベント中止も選択できる。

#### (慶弔)

第12条 会則第25条に定める慶弔基準は次の通りとする。受領辞意が示された場合は取りやめる。

死　　弔電

#### (同乗運賃規定)

第13条 イベント等に参加するため、会員同士が同乗する場合の旅費清算ルールは同乗者相互で決める。

#### (会務連絡方法)

第14条 会員への会務連絡は原則電子メールで行う。

#### 付則

本施行細則は2001年2月15日から施行する。

本施行細則は2002年2月15日から施行する。

本施行細則は2003年2月15日から施行する。

本施行細則は2004年2月15日から施行する。(2005年1月20日改定、遡及適用)

本施行細則は2007年2月15日から施行する。(通信会員の議決権等役員会で決定)

本施行細則は2008年3月から施行する。(ブロック担当について、同日総会で決議)

本施行細則は2009年2月1日から施行する。(会費の改定について、同日総会で決議)

本施行細則は2011年1月23日から施行する。

本施行細則は2012年1月29日から施行する。

本施行細則は2013年2月3日から施行する。

本施行細則は2017年2月5日から施行する。(会費の改定について、同日総会で決議)

本施行細則は2022年2月11日から施行する。

#### (電子メールおよび郵送による決議(返信締切2月10日))

・年会費、会務連絡方法、休会等に関する改定

本施行細則は2026年1月1日から施行する。

#### (電子メールによる役員会書面決議、郵送による会員連絡、会費の四半期割徴収、慶弔意金の廃止)

## 兵庫きのこ研究会 入会申込書

※ 下記留意事項を了承し、入会を申し込みます。

-- 申込年月日 年 月 日 --

ふりがな	
氏名	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
家族	(ご家族も参加される場合は氏名をご記入下さい。家族会員として登録します。)

上記事項は会員間の連絡以外に用いることはありません。

**■ 確認事項（あてはまるものに○印をつけて下さい）**

- 1 公共交通機関の不便な観察場所への自家用車による集合は可能ですか。  
可能 · 困難
- 2 高校生または大学（院）生ですか？  
はい · いいえ（社会人学生の場合はいいえを選択）
- 3 兵庫きのこ研究会の観察会に参加されたことが有りますか？  
はい · いいえ
- 4 他のキノコ関連団体に加入している場合は団体名をご記入下さい。  
加入していない · 加入している（ ）

**■ 留意事項**

- 1 会則等の規則に沿って活動すること。
- 2 キノコ中毒、交通事故等、会の活動中には自己の責任において充分注意すること。
- 3 本申込書提出後、役員会承認を経たのち、入会金、会費を指定口座にご入金いただくことになります。

**■ 本会および本会活動にご意見、ご希望等あれば、ご記入ください。**

別記 様式 2

兵庫きのこ研究会 退会届

※ 兵庫きのこ研究会を 年 月 日付けで退会いたしますので届出します。

—届出年月日—  
・ · —

氏名	
----	--

留意事項

- 原則として退会に伴う既納付の入会金、会費の返戻については行いません。

別記 様式 3

兵庫きのこ研究会 除名通知書

兵庫きのこ研究会事務局

※ 下記理由により、本会より除名するので通知する。

— 通知年月日

除名する会員の氏名	
除名の理由	

留意事項

- 1 原則として退会に伴う既納付の入会金、会費の返戻については行いません。
- 2 すみやかに会員証を返納すること。